

## 高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の事業者が、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、水素、アンモニア、バイオ燃料等（以下「水素等」という。）の利活用に向けた設備又は産業用の高効率コージェネレーションシステムを新たに導入するに当たり、その要する経費の一部に対して予算の範囲内で高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業者の脱炭素化と持続的成長を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所を有している民間事業者（国及び地方公共団体が出資する法人を除く。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は特別法の規定に基づき設立された共同組合をいう。
- (2) 水素等製造設備 水素等の製造を行うことができる設備（コージェネレーション設備を除く。）をいう。
- (3) 水素等貯蔵設備 水素等を貯蔵し、市内で活用するために必要な設備及び水素等を貯蔵容器等に充填するための設備をいう。
- (4) 水素等供給運搬設備 水素等製造設備又は水素等貯蔵設備から水素等を供給運搬し、市内の事業所内で活用するために必要な設備をいう。
- (5) 水素燃烧機器 水素等の全部又は一部を燃料として使用する業務・産業用ボイラー、バーナー、発電機等の機器をいう。
- (6) 高効率コージェネレーションシステム 天然ガスを主成分とする都市ガス又は水素燃料（混焼）を使用する別表第1の要件を満たすコージェネレーション設備をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（個人事業者を除く。）とする。

- (1) 第8条第1項の規定による事前相談時において、市内に事業所を有していること。
- (2) 市内で継続して事業を営み、かつ、将来にわたって引き続き市内において事業を継続する意思を有するものであること。
- (3) 市税その他の市の徴収金を滞納していないこと。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第

2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

- (5) この要綱に基づく補助金を受けていないこと。
- (6) 事業者及び当該事業者の役員、当該事業者の業務を統括する者その他これらに準ずる者が法令に違反し、これにより公訴を提起され、拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、又は行政処分を受けていないこと。

#### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第1又は別表第2に掲げる設備を新たに導入する事業であって、別表第3の第4欄に掲げる要件及び次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象者が事業を営む市内の事業所で実施する事業であること。
- (2) 化石燃料使用量の削減効果を定量的に把握できる事業であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない事業であること。
  - ア 現に稼働していない設備の更新
  - イ 中古設備の導入
  - ウ リース契約又はE S C O事業による設備の導入
  - エ 燃料転換を伴わない既存設備の更新
- (4) 高砂市企業立地促進条例(平成17年高砂市条例第22号)に基づく高砂市企業立地促進奨励金の対象となる償却資産に該当しないこと。

#### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第3の第2欄に掲げる設備及び機器の購入に要する費用(次の各号のいずれの要件にも該当し、かつ、別表第4に掲げる補助対象外経費に該当しないものに限る。)から、当該費用に係る国、県等の補助金等の収入の額を控除した額とする。この場合において、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。

- (1) 使用目的がこの事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- (2) 受理通知日(第8条第2項の規定による通知をした日をいう。以下同じ。)以後に発生し、第7条に規定する補助対象事業の実施期間中に支払が完了した経費であること。
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること。
- (4) 化石燃料使用量の削減に寄与しない機器若しくは設備又は周辺機器(見える化機器、フェンス・保安用品、法定必需品等)でないこと。
- (5) 数年で定期的に更新する消耗品でないこと。
- (6) 予備品又は予備機でないこと。

(7) 常時使用されない設備又は使用頻度の少ない設備でないこと。

- 2 前項に規定する費用を算定する場合において、当該費用に補助対象者の自社製品の調達等に係る費用が含まれるときは、その原価（当該調達等に係る自社製品の製造原価等をいう。以下同じ。）をもって算定するものとする。この場合において、原価を算出することが困難であるときは、補助対象者の自社製品の調達等に係る費用は、補助対象経費となる費用とすることができない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表第3の第3欄に掲げる額とする。この場合において、当該額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 一の補助対象者が受けることができる補助金の額の総額は、1,000万円を上限とする。

（実施期間）

第7条 補助対象事業の実施期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。この場合において、事業の着手は、受理通知日から1年以内とする。

- (1) 受理通知日の属する年度内に補助対象事業が完了する場合 受理通知日から受理通知日の属する年度の3月1日まで
- (2) 受理通知日の属する年度の次年度に補助対象事業が完了する場合 受理通知日から受理通知日の属する年度の次年度の3月1日まで

（事前申込み及び受理決定）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けるに当たっては、高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金交付事前申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、市長に申込みを行うものとする。この場合において、補助対象者は、あらかじめ市長が別に定める期間中に補助対象事業の内容について、事前相談を経なければならないものとする。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図、設備のカタログ等）
- (4) 二酸化炭素排出量の削減効果の算出資料
- (5) 補助対象者の法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (6) 助成対象事業の実施に係る同意書（別添様式1）（補助対象者以外に別の補助対象事業を実施する事業所の所有者と密接な関係を有することとなる場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込みが適正なものであると認めるときは、当該申込みをした補助対象者に対して高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金交付事前申込受理決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（中間報告）

第9条 前条第2項の規定により受理決定を受けた補助対象者（以下「申込受理事業者」という。）は、市長が必要と認めるときは、当該事業の実施状況について中間報告をしなければならない。

（変更及び中止）

第10条 申込受理事業者は、次条に規定する補助金の交付申請をするまでの間に、第8条第2項に規定する受理決定に係る内容の変更又は中止をしようとするときは、高砂市脱炭素化技術等導入支援事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、当該申請をした申込受理事業者に対して高砂市脱炭素化技術等導入支援事業変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第11条 申込受理事業者は、補助対象事業を完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日が3月11日以後の場合においては当該年の4月10日のいずれか早い日までに、高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 完成写真
- (3) 契約書等の写し
- (4) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (5) 許認可を受けた場合は、検査済み証書等の写し
- (6) 直近の市税その他の市の徴収金の滞納がないことが確認できる書類
- (7) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図等の完成図面と工事写真）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした申込受理事業者に対して高砂市脱炭素化技術等導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申込受理事業者（以下「補助事業者」という。）は、高砂市脱炭素化技術等導入支援事業補助金請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業完了後の経過報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日の属する月の翌月から1年間の省エネルギーの状況及び二酸化炭素排出量の削減効果の算出資料について、補助対象事業を完了した日の属する月の翌月の初日から起算して1年2か月以内に、高砂市脱炭素化技術等導入支援事業補助金経過報告書（様式第9号）により市長に報告するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間又は交付決定をした日から起算して5年のいずれか短い期間を経過するまでに継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助対象事業以外の用途に供したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して高砂市脱炭素化技術等導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、高砂市脱炭素化技術等導入支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

2 前項に規定する返還金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年3パーセントの割合で計算した遅延利息

を徴するものとする。

(交付制限)

第17条 同一の補助対象者がこの要綱に基づき補助金を受けることができる回数は、1回限りとする。

(J-クレジット制度への登録の制限)

第18条 補助対象者は、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、高砂市にその権利が帰属する場合を除き、J-クレジット制度への登録を行ってはならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 第8条第2項の規定による通知を受けている補助対象者に係る補助金の交付については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第4条関係）

補助対象となるコージェネレーション設備の要件		
①コージェネレーション設備の種類	種類	具体的内容
①コージェネレーション設備の種類	ガスエンジン式コージェネレーション設備	ガスエンジンを原動機とし、軸動力を発電機、圧縮機等の駆動力として利用するとともに、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するもの
	ガスタービン式コージェネレーション設備	ガスタービンを原動機とし、軸動力を発電機、圧縮機等の駆動力として利用するとともに、排ガスから排熱を回収して熱源として利用するもの
	燃料電池コージェネレーションシステム	原動機の代わりに燃料電池を使用して電力及び温水又は蒸気を発生させ利用するもの
②補助対象となる基準値等	低位発熱量基準において、次のいずれかを満たすこと。	
	総合効率	発電効率
	82パーセント以上	41パーセント以上
③定格発電出力	5キロワット以上	
④コージェネレーション設備で使用する燃料	次のいずれかであるものに限る。	
	天然ガス	天然ガスを主原料とするもので、次のいずれかに該当するもの。ただし、災害等の理由により燃料の供給が途絶した場合は、この限りでない。 ・天然ガス ・液化天然ガス
	水素（混焼）	水素と天然ガスを主原料とするものとし、混合割合は、100パーセント以外の任意の割合とする。

別表第2（第4条関係）

設備	補助対象となる設備（コージェネレーション設備を除く。）の要件		
	水素等の燃料の種別		
	水素	アンモニア	バイオ燃料 （木質チップ・ペレット、薪を除く。）
①水素等製造設備	市内の事業所の水素等燃焼機器でその全量を活用する水素等の製造を行う設備		
②水素等貯蔵設備	市内の事業所の水素等燃焼機器に活用する水素を貯蔵するための貯蔵タンクほか、次のいずれかに該当する設備 ・水素カードル ・水素吸蔵合金 ・水素を貯蔵容器等に充填するための設備	市内の事業所の水素等燃焼機器に活用するアンモニアを貯蔵するための貯蔵タンクほか、アンモニアを貯蔵容器等に充填するための設備	市内の事業所の水素等燃焼機器に活用するバイオ燃料を貯蔵するための貯蔵タンクほか、バイオ燃料を貯蔵容器等に充填するための設備 ※建物等の建設費は対象外
③水素等供給運搬設備	製造し、又は貯蔵した水素等を市内の事業所の燃焼設備等に供給運搬するために必要な設備（水素等を活用する事業所内に設置したものに限る。）		
④水素等燃焼機器	燃料の全部又は一部に水素等を使用する業務・産業用ボイラーやバーナー、発電機等 ※燃料電池は、純水素型燃料電池（水素のみを燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するものをいう。）に限る。		

別表第3（第4条—第6条関係）

1 補助対象設備	2 補助対象経費	3 補助額	4 補助対象要件
①水素等製造設備	事業の遂行に必要な機械装置、備品、機械装置に付随する部品等（以下「機械装置等」という。）の購入に要する経費（機械装置等と一体として同一事業者が製作するソフトウェア、システム等に係る経費を含む。）	補助対象経費から当該費用に係る国、県等の補助金等の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の2分の1以内（上限1,000万円）	製造した水素等の全量を市内の事業所の水素等燃焼機器で消費すること。
②水素等貯蔵設備			貯蔵した水素等の全量を市内の事業所の水素等燃焼機器で消費すること。 ※①を設置する事業と重複する設備は、補助対象としない。
③水素等供給運搬設備	※耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以上のものに限る。 ※汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、車両等）であっても、補助事業に真に必要なものであり、相当の理由があると認められるものについては補助対象とすることができる。	補助対象経費から当該費用に係る国、県等の補助金等の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の3分の1以内（上限1,000万円）	供給運搬した水素等の全量を市内の事業所の水素等燃焼機器で消費すること。 ※①又は②を設置する事業と重複する設備は、補助対象としない。
④水素等燃焼機器（専焼）			
⑤水素等燃焼機器（混焼）			
⑥コージェネレーション設備	設備の本体価格	補助対象経費から当該費用に係る国、県等の補助金等の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の5分の1以内（上限500万円）	発生した電力及び熱エネルギーの全量を自家消費すること。

別表第4（第5条関係）

補助対象外経費	
1	補助金の受理通知日より前に発注、購入、契約等を実施したものに係る経費
2	製造プロセスの転換を伴わない場合においても必要な設備更新（通常の設備更新）に係る経費
3	補助事業者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を補助事業者に移転した場合を含む。）に係る経費
4	既存建物又は設備機械装置の撤去費
5	電話代、インターネット利用料金等の通信費
6	車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの又は税法上の車両若しくは運搬具に該当しないものを除く。）の購入費、修理費又は車検費用
7	汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタ等）の購入費
8	当該事業の実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等をして利用しないものに限る。）に係る経費
9	当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難い経費であり、当該事業の用に供していること <small>あん</small> や按分の考え方についての説明及びその根拠の提出が不十分であると認められる経費
10	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費